

旧制第一高等学校特設高等科の留学生教育

韓 立冬

はじめに

留学生が日本で勉強する際、どのような問題に直面するだろうか。例えば出身国と日本の学制のずれといったことから、日本語の習得、学力の補充・強化等々まで、問題は枚挙にいとまがないだろう。

戦前の日本は中国人留学生の最大の受け入れ国であったが、優秀な留学生を招致するため、こうした諸問題の抜本的な解決を目指して、中国人留学生向けの予備教育を行っていた。しかし、この中国人留学生予備教育が正式に開始されたのは、比較的遅い時期であり、むしろ日本への留学が衰勢を見せ始めた明治末期になってからのことであった。中国人の日本留学全盛期には、留学生教育は速成教育を中心としており、高等専門教育にまで進もうとする留学生は少なかった。しかし、1906年頃から「量」から「質」への転換が見られるようになり、高等専門教育の準備段階としての予備教育が登場することになった。

こうした近代日本の中国人留学生予備教育の研究について、まず注目すべきなのは、二見剛史氏の研究⁽¹⁾である。二見氏は、中国人留学生の予備教育を予備教育の制度化期（「五校特約」の成立）、整備期（特設予科の増設）、展開期（特設高等科・特設予備部の発足）という三期に分け、その成立と整備過程を明らかにした。また、ほかの注目すべき研究としては、阿部洋氏の研究⁽²⁾が挙げられる。氏の研究によって、外務省が主導した「対支文化事業」における中国人留学生の予備教育の位置づけが明らかにされた。

しかし、諸先行研究の多くは予備教育の制度面の研究であり、教育現場の教育方針や教育内容、予備教育完成後の進路、予備教育制度の変遷が留学生にもたらした影響などについて十分に検討しているとはいえない。筆者はそうした日本の中国人留学生予備教育の具体像を明らかにするのを課題としているが、その基本作業の一つとして、旧制第一高等学校（以下一高と略称）の留学生予備教育を取り上げたい。

二見氏の時期区分に従えば、三期の当該校はそれぞれ異なるが、一高と東京高等工業学校（のちに東京工業大学に昇格された）のみが、この三期にわたり終始中国人留学生予備教育に携わった。また、一高の留学生予備教育は帝国大学入学を目標としているため、留学生教育のうちでも、特にエリート・コースとして注目する必要がある。さらに、一高の留学生予備教育の状況および留学生のその後の進路などを考察することは、日本のエリート養成機関（具体的には高等学校や帝国大学）における留学生受け入れに対する姿勢や方針などを考察する際の一つの手がかりにもなると考える。

一高の中国人留学生の受け入れに関しては、上記の二見剛史氏と夏目賢一氏の研究⁽³⁾

が挙げられる。二見氏は主に『第一高等学校六十年史』(1939年)に沿って、一高における中国人留学生教育制度の推移を明らかにした。夏目氏の研究は、一高の留学生教育の展開過程を考察した上で、とくに1932年の制度改編を中心に検討して、その改編の経緯およびそれをめぐる日本政府や、一高当局、日本人学生の思惑を分析した。

本論文はこの両氏の研究を大いに参考にしたが、これらの研究では扱われていない入学や試験、カリキュラム、成績、そして卒業後の進路などの教育の核心問題を取り上げたい。その際、研究対象とする時期を、1932年以降に限定したいと思う。その理由としては、一高の留学生教育は、1932年の特設予科から特設高等科への改革を区切りとして、制度的に二つの段階に分けられるが、1932年以前の状況は上述の先行研究や筆者のほかの論考⁽⁴⁾によってすでにある程度明らかにされていることが挙げられる。一方、1932年の制度改革後の状況についての研究はまだ不十分である。一高における留学生受け入れの流れを全体的に捉えるには、1932年以降の状況をも精査する必要がある。

1. 特設予科から特設高等科へ

(1) 改編にいたるまで

中国人の日本への留学者数は1905、06年をピークとして隆盛を極めた。だが、多数速成の留学実態の弊が見られ始めると、日清両政府は、量から質の重視へと留学のあり方を見直し始めた。例えば、清政府は1906年2月、日本留学資格を中学校卒業以上に改定し、同年6月、速成留学生派遣を停止した。さらに1907年、日本の文部省と15年間にわたる直轄学校留学生教育委託契約、いわゆる「五校特約」⁽⁵⁾を締結した。

本論の研究対象である一高は、この「五校」のうちの一校である。一高は1908年に特設予科を設立したが、これは本科に入るために日本語と学力不足の問題を解決することを目的としていた。年間50名程度の中国人留学生が一高の特設予科に入学し、一年間の予備教育を経て、全国の官立高等学校に配分され、三年間の高等学校教育を受けて、帝国大学に進むという具合であった。

そうした量から質への転換の動きの中で、日本留学者の数が急速に減少し、日本留学は衰勢を示し始めた。その一方、この時期になると、アメリカが中国の教育事業に強い関心を示し始め、キリスト教宣教会によるミッション・スクールが中国各地に相次いで設立された。そして、1908年末には、アメリカ政府が義和団事件の賠償金の一部を中国政府に返還し、それを中国人留学生教育事業に使用するという方針を打ち出し、その後北京に予備教育機関として清華学校を設立し、官費留学制度を発足させた。その結果として、中国人海外留学の流れがこれまでの日本留学中心からアメリカ留学中心へと大きく転換し始めるのである。アメリカ留学帰国者が、中国の各領域で重要なリーダーシップを果たすような事態が徐々に出現するようになった⁽⁶⁾。

こうした状況のもと、日本では「支那の近き将来に於て、各国より帰朝せる留学生の勢力分布は、即ち本国の勢力分布である、換言すれば将来の支那は何国の勢力によつて支配さるゝか」⁽⁷⁾ という問題が、1910年代後半になると深刻に認識されるようになった。ここにいたって留学生の養成は、対中国政治・外交工作における文化・教育的方策という戦略的レベルまで引き上げられた。日本政府も、中国人留学生受け入れ態勢の整備に本格的に乗り出した。それを主導したのが外務省である。

外務省は、1918年6月に『支那人本邦留学状況改善案』⁽⁸⁾を、1920年1月に「在本邦支那留学生養成待遇法改善案」⁽⁹⁾を作成した。そこでは寄宿舎の設立・生活状況の改善・予備教育機関の整備の必要性などが強調されていた。さらに、1923年3月30日に、アメリカに倣って、義和団事件賠償金の一部を返還し、これを中国に対する医療・文化・教育事業に用いるという「対支文化事業特別会計法」が法律第36号をもって公布され、同年4月1日「対支文化事業」が発足した。その事業も外務省によって主導されたが、その内容は以下の通りである。

- 一、支那国ニ於テ行フヘキ教育、学芸、衛生、救恤其ノ他文化ノ助長ニ関スル事業
- 二、帝国ニ在留スル支那国人民ニ対シテ行フヘキ前号ニ掲クル事業ト同種ノ事業
- 三、帝国ニ於テ行フヘキ支那国ニ関スル学術研究ノ事業⁽¹⁰⁾

第二項は主に中国人留学生に関するもので、これにより学費補給制度と予備教育機関の整備を中心に、留学生受け入れ態勢が整備されることになる。そのうち、留学生予備教育機関の整備に関する基礎方案となったのは、1921年3月24日の第44回帝国議会に一宮房次郎によって提出された「支那共和国留学生教育に関する建議」である。その内容は以下の通りである。

従来我が文部省と支那共和国教育部との間に成れる毎年一定の官費留学生を第一高等学校東京高等工業学校東京高等師範学校千葉医学専門学校の四校に入学せしむるの特約は大正十一年度を以て満期となせり政府は支那当局者と隔意なき折衝を遂げ永く之を続行するの協定を為し且能ふべくむは官費留学生の数を増加し前記四校以外にも広く収容するの計画を立つべし（以下略）⁽¹¹⁾

つまり、中国政府より「五校特約」の満期解約が申し込まれたが、特約解消後も、各校の特設予科を中止せず、「対支文化事業」体制の下で整備するのに加え、ほかの直轄学校にも広く留学生を収容しようという趣旨であった。外務省がその建議案に基づいて、文部省と協議を重ねたが、その結果、文部省は同年3月に「直轄学校ニ於ケル支那人予備教育施設計画案」⁽¹²⁾を作成し、東京高等師範学校、広島高等師範学校、長崎高等商業学校、明

治専門学校、奈良女子高等師範学校に中国人留学生のための予備教育機関＝特設予科を新設するほか、従来の一高と東京高工の特設予科も「対支文化事業」の下で整備することを決定した。

(2) 一高特設予科の改編

前節で述べた通り、「五校特約」の該当校である一高の特設予科は、「五校特約」満期解約後もそのまま存続し、「対支文化事業」の下で整備された。しかし、この時期になると、特設予科を経て、各高等学校へ配分された留学生の大学入学難の問題がしばしば指摘されるようになった。この問題に対して、外務省は次のような解決案をつくりだした。

一、文部省及関係学校（一高及大学）ト交渉シテ将来多少ノ特殊取扱ヲナスヤウ取計フコト。（下線引用者、以下同）

理由、中国留学生ヲ収容スル以上ハ特殊ノ取扱ヲナサルベカラサルコトハ当初ヨリ考慮スヘキコトナリ、従テ各教育関係者カ日本学生ト同様ニ評価セントスルコトハ決シテ教育的ニアラスト信スルカ故ニ、学習ノ方法、評価ノ標準ヲ特殊トナス要アリ。カクスルコトニ依テ中国留学生ヲ全人格的ニ劣等取扱スルニアラス、彼等ハ彼等独自ノ有スル特殊ノ人格ニ於テ我日本学生ト特異ナル諸点ヲ有シ吾人亦之ヲ認ムルニ吝ナルベカラス。之レ外国学生ヲ遇スル最モ肝要ナル点ナリトス。

二、留学生自身ニ対シテハ各関係者ニ於テ指導ノ上修業ヲ容易ナラシムルヤウニスルコト。留学生ノ中ニハ名ニ囚ハレ実ニヨラサルコースヲ取ル者アリ。之等ハ個人的ニ指導ヲ与ヘ修業ヲ容易ナラシメ帰国後有用ノ人材タルヘク奨励スルコト可ナラム。米国ノ如キハ外国留学生ニ対シテ夫々適当ノ学校ヲ指定シ其ノ校ト協議ノ上留学ノ目的ヲ速セシムル方法ヲトリ居ル様ナリ。我方ニ於テモ其点ニテ適当ノ指導ヲナス必要アルニアラサルカ。⁽¹³⁾

外務省は関係学校に、留学生の特殊性を認め、学習の方法や評価の基準などについて特別に考慮するよう求めた。さらに、留学生のための専門教育機関の創設を検討し始めた。

一方、1922年、中国の学制はアメリカの制度に基づく6・3・3制に変更された。この変更にともない、国民政府は1928年に国外留学資格を高級中学卒業以上の者とした。だが特設予科は旧制（6・5・3制）の中学卒業程度を基準としており、従来のままでは大学入学までに要する時間が長すぎるようになった。それに対して、アメリカの制度は柔軟で、中国の高級中学卒業者をそのままアメリカの大学第一学年に入学させており、当然のことながら、このことは中国人留学生のアメリカ志向をいっそう強いものとしていた。

こうした背景の下、外務省は文部省など関係機関とともに協議を開始した。その結果、1932年6月に、一高の特設予科は改編され、三年制の「特設高等科」が新たに一高に誕生

した。その改編理由は、以下のように述べられている。

従来本邦帝国大学ニ入学セムトスル中国留学生ハ、本国ニ於テ中等学校四年若ハ五年ノ課程ヲ終ヘタル後本邦ニ渡来シ、第一高等学校附設ノ一年制特設予科ニ入学シ、卒業後第一高等学校乃至第八高等学校ノ本科ニ無試験入学ヲ許サレ、後帝国大学ニ進学スルコトハナリ居リタル処、中国政府ハ昭和四年九月教育部令ヲ以テ、海外留学ノ資格ヲ高級中学卒業生ニ限定シタル為、爾後是等学生カ既設ノ第一高等学校特設予科一年、高等学校本科三年ヲ経テ帝国大学ニ入学スルトキハ、卒業期著シク遅延スルノ結果トナレリ。然ルニ欧米ニ於テハ、概ネ高級中学卒業ノ中國留学生ハ、直ニ大学本科ニ入学シ得ル為、僅々三、四年ノ課程ヲ経テ卒業スルコトヲ得、帰国後ハ外国留学出身者トシテ相当ノ地位ヲ与ヘラレ居ルニ対シ、本邦留学中国学生ハ、大学卒業マテ七、八年ヲ費スニ拘ラス、帰国後ハ欧米留学出身者ト同様ニ取扱ハルルヲ以テ、近年中国留学生ニシテ、欧米方面ニ赴クモノ漸増ノ傾向アリ。(中略) 是等留学生、就中我帝国大学其ノ他ノ官立大学志願者ノ為便宜ヲ計リ、之レカ誘致手段ヲ講スルコト必要ナリ。而シテ之レカ為ニハ、先ツ第一ニ中国留学生ニ最モ適合スル様、大学予備教育ノ内容ヲ改善スルト同時ニ、第二ニ修業年限ヲ短縮スルコト緊要ナリトス。⁽¹⁴⁾

改編後の特設高等科は文科、理科それぞれ年間30名の中国人留学生を収容して、日本人学生と独立したクラス編成で高等学校高等科と同等の高等普通教育を行うことが決定された。特設高等科と従来の特設予科制度との相違点は、主に次の三点であった。

- ① 高等学校教育年限は4年（特設予科1年+高等学校3年）から3年（特設高等科）に、1年間短縮されたこと。
- ② これまで一高特設予科を修了した留学生は、全国八校の官立高等学校で本科教育を受けてきたが、以後は一高で一括してこれを担当することになったこと。
- ③ これまで留学生は日本人学生と共学して高等学校高等科で教育を受けたが、以後は独立したクラス＝特設高等科で大学予備教育を受けるようになったこと。

特設予科から特設高等科への改編は、留学生のための専門教育機関の創設を意味し、大学卒業までの年限短縮を実現させたものであり、中国人留学生の欧米への流出を食い止めることを意図していた。

2. 特設高等科の留学生教育

(1) 入学試験

特設高等科は、毎年3月に入学試験を行い、その結果に応じて学生を選抜した。募集にあたって、学校側は志願者心得を日華学会や、東亜同文会、東亜高等予備学校などの留学生教育関連機関、中華民国駐日本公使館、満州国駐日本大使館、中国各地の中学校、高級中学、そして日本駐中国各領事館に送付した⁽¹⁵⁾。志願者と入学者に関する文理科別統計は[表1]の通りであるが、志願者が最も多かった1935年-1937年であっても、入学者数は収容定員を埋められなかった。入学試験において、厳選の方針が貫かれた結果といえよう。

表1 特設高等科入学統計 (1932年-1943年)

年度		32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43
志願者	文科	9	13	21	46	32	38	12	15	24	38	29	34
	理科	19	25	38	71	81	83	14	25	33	55	55	61
	計	28	38	59	117	113	121	26	40	57	93	84	95
入学者	文科	8	10	10	13	10	7	3	10	10	14	10	14
	理科	16	16	20	27	24	13	9	8	17	24	20	23
	計	24	26	30	40	34	20	12	18	27	38	30	37

出典：国立公文書館蔵『認定指定雑載』と、『文部省年報』、外交史料館蔵『在本邦留学生予備教育関係雑件 特設予科関係』第1, 3巻より筆者作成。

入学試験には学科試験、口頭試験および身体検査があった。そのうち、学科試験は日本の中学校第四学年修了程度に基づいて以下の科目で行われた⁽¹⁶⁾。

日本語、英語、数学、歴史、地理、物理、化学、博物

入学試験の成績について、1935年を例とすれば、「総点数六二〇に対シ」、「文科ハ最高七割最低四割五分」、「理科甲ハ最高七割九分最低五分」、「理科乙ハ最高ハ八割三分最低五割二分」であり、「比較的理科志願者ノ成績ハ文科ノモノヨリ優秀」であったという⁽¹⁷⁾。

特設高等科の留学生は中国本土からの留学生と華僑や日本中学出身者からなる。1928年、国民政府が留学資格を高級中学卒業以上の者と規定したので、中国本土からの留学生はほとんど中国の高級中学や専門学校を卒業した者であった[表2]。

アメリカ留学者が留学する前に清華学校やミッション・スクールなどですでに英語を身につけていたのとは異なり、日本留学者はほとんど日本語を話せないまま日本に赴いた。したがって、彼らの大半が正規の教育を受ける前に、私立の留学生予備教育機関で半年から一年間の日本語や基礎学科の予備教育を受けた。当時、中国人留学生を最も多く収容していたのは、日華学会が経営していた東亜高等予備学校(1935年東亜学校と改称された)であり、次は成城学校の留学生部であった[表2]。一方、日本中学出身者や華僑の子も少な

くはなく、しかも年々増加の傾向にあった。特設高等科の構成の変化について、当時の森巻吉校長は、その原因を次のように指摘した。

入学資格トシテ日本語ヲ重視スヘキハ勿論ナルモ其ノ結果日本ニ育チ幼少ヨリ日本語ヲ以テ教育ヲ受ケタル留学生ハ自然有利ノ地位ニ立チ此種留学生ノ入学率年年ニ高マリ行ク傾向アリ⁽¹⁸⁾

つまり、日本育ちの留学生が全体に占める割合が増加傾向にあったのは、特設高等科の入学試験において、日本語が重視されすぎた結果であるという。

表2 1935年度特設高等科志願者と入学者学歴統計

		合計	日本中学校	日本中学校・小学校	満州国中学校	中華民国中学校
志願者	文科	46	9	8	23	6
	理科	71	12	13	15	31
入学者	文科	13	3	5	3 (3)	2 (2)
	理科	27	0	13	5 (3)	9 (8)

出典：外交史料館蔵『在本邦留学生予備教育関係雑件 特設予科関係』第1巻。

注：() 内数は東亜高等予備学校、成城学校留学生部などの予備教育機関出身者の内数である。

(2) 教育内容

1932年、発足時の特設高等科の教育内容を、日本人学生を教育する高等学校高等科と比較してみると、両者の違いは、特設高等科において、① 第二外国語が設置されていなかった、② 日本語授業の時間数は日本人学生の二倍である、③ 漢文の授業がなかった、という三点であった⁽¹⁹⁾。しかし、1933年3月になると、特設高等科も高等科と同じように、文理科ともに甲乙類に分けられた⁽²⁰⁾。それに伴い、特設高等科規程の学科目では、第二外国語が選択科目として毎週4時間加わった。『第一高等学校六十年史』には、その改正理由として、次のような記述が見られる。

特設高等科卒業生大学に進入の目的は区々に分るゝに依り、在学中修むる外国語は文理科とも甲乙の二類に分ち、甲類は英語を第一外国語とし独語を第二外国語とし、乙類は独語を第一外国語とし英語を第二外国語となすは経験上有効と認むるに付き、又国語の時間を減じ新に随意科目として第二外国語を置くは、留学生予備教育上必要と信ずるに由れり⁽²¹⁾。

つまり、文理科をそれぞれ甲乙類に分けて、留学生の外国語教育を強化したのは、大学

との連絡を円滑にするためであった。1937年7月、特設高等科のカリキュラムは再び改正された。具体的には、「文理科とも学科目欄の「国語」を「国語及漢文」とし文科に在りては一年二、二年一、三年一、理科にありては一年二の時間に於て漢文を教授し、又文科の歴史に於て三年の国語より一時間を割きて東洋史を教授し、以て東洋思想の涵養に資する」という内容⁽²²⁾であった。以上の通り、特設高等科のカリキュラムは教育現場での試行に従い、たえず改正された。その結果、日本語の時間数のみがやや多いが、それ以外、日本人学生とほぼ同様の課程設置になった。

特設高等科の教授陣は相当優秀なものであった。1934年の調査によれば、特設高等科の担任教授や講師は合わせて47名で、そのうち、教授31名、助教授1名、講師13名、外国人教師2名であった。この教授陣には青木正や、亀井高孝、三谷隆正、関泰祐、竹田復、竹山道雄、北岡馨、斎藤阿具などの一高名物教授も入っている⁽²³⁾。教員構成を見る限り、最も優秀な教師に特設高等科の留学生教育を担当させ、留学生を日本人学生と差別なく教育することを学校側の理想としていたといえよう。

また、教科書においても、中国人留学生は日本人学生と区別されず、同じような教科書を使用していた。例えば、国語の教科書として使用されたのは、『近松世話浄瑠璃集』、『源氏物語』、『日本文化史要』、『平家物語』、『明治文学抄』、『枕草子』、『藤村詩抄』などの日本文学ないし日本の古典文学がほとんどであった⁽²⁴⁾。

外務省は「特別取扱い」という留学生教育方針から出発して、同時に中国側の就学時間短縮の要望に応じるため、特設予科から特設高等科への改革を主導した。しかし、教育現場の一高側では、日本人学生を教育する高等科をモデルとして、中国人留学生のための大学予備教育機関を作り上げようとしていた。そのため留学生に対しても日本人学生と同じ内容、同じ水準の教育を施したといえる。

(3) 学力低下と附属予科の増設

特設高等科留学生の出席率 [表3] を見れば、特設高等科の留学生が真摯に勉強し、充

表3 1934年度特設高等科生徒出席率

学年	文 科			理 科			平均
	第一学年	第二学年	第三学年	第一学年	第二学年	第三学年	
第一学期	96.1	87.5	90.2	97.8	93.1	95.2	93.6
第二学期	98.5	84.2	92.5	91.1	85.6	89.6	90.3
第三学期	98.1	78.0	90.0	89.5	82.0	90.4	88.0
平均	97.5	84.0	91.6	92.9	87.2	91.7	90.8

出典：外交史料館蔵『在本邦留学生予備教育関係雑件 特設予科関係』第4巻。

実した学生生活を送っていたことが分かる。

一方、彼らの成績に関して述べれば、それは必ずしも芳しいものではなかった。成績は甲、乙、丙で評価されたが、ほとんどの生徒は乙等であった [表 4]。その理由としては、留学生が中国で受けてきた中等教育の基礎が十分でなかったことと同時に、一高側も日本人学生と同レベルの学力を留学生に要求しており、成績評価にあたっては特別扱いしなかったことが挙げられるだろう。また、留学生の進級について、学校側は、成績が進級基準を満たさない場合、日本人学生と差別なく、「遠慮なく落第セシム」⁽²⁵⁾ という方針を採っていた。

特設高等科初年度にあたる 1932 年に入学した留学生 24 名のうち、翌年 1933 年 3 月には成績不足により 2 名が落第を余儀なくされた。1934 年 3 月には、第一学年 28 名のうち 2 名、第二学年 19 名のうち 6 名が落第した⁽²⁶⁾。卒業においても、特設高等科の留学生は全員無事に卒業できたわけではなく、途中で勉強を中断せざるを得なかったことがたびたびあった。

例えば、1932 年、1933 年、1934 年、1935 年の入学者はそれぞれ 24 名、26 名、30 名、40 名であったが、三年後の 1935 年、1936 年、1937 年、1938 年の卒業者はそれぞれ 13 名、25 名、20 名、33 名であった。生活の不安定や日中関係の悪化などもその原因であるが、成績不良のため、学業を中断せざるを得なかった事例もたくさんあった。

表 4 1935 年度特設高等科各学年成績統計

		総人数	甲等	乙等	丙等	試験欠席
文科	第一学年	15		12	3	
	第二学年	8	1	6		1
	第三学年	10	1	9		
理科	第一学年	29		24	3	2
	第二学年	23	1	12	9	1
	第三学年	15	2	11	1	1

出典：外交史料館蔵『在本邦留学生予備教育関係雑件 特設予科関係』第 4 巻。

注：甲等は 80 点以上、乙等は 60 点以上、丙等は 50 点以上である。

こうした事態を受け、学校側は、留学生の学力不足を解決しようと、直接特設高等科に入学するには学力がやや不足している留学生を 30 名収容し、特設高等科への入学に先立ち、更に附属予科で一年間の予備教育を行い、基礎学力を養成しようとした。

一高が文部省、外務省と検討した結果、1936 年 9 月に特設高等科附属予科設置案がまとめられ、1937 年 7 月に正式に発足した。この新設の特設高等科附属予科は 1932 年に廃止された特設予科と同様に、高等科教育に入るための一年間の予備教育機関であるが、修了

生を他の高等学校高等科には配分せず、専ら一高特設高等科に収容する点が、特設予科との最大の違いである。

附属予科は単独で試験を行わず、毎年3月の特設高等科入学試験を準用した。試験の結果によって、高等科課程を履修するには学力がやや不足する者を附属予科に収容し、1年間の予備教育を施して翌年無試験で特設高等科に入れる、という選抜方法である⁽²⁷⁾。

こうした学校側の対応にもかかわらず、附属予科の生徒定員30名を埋めることが出来ない状態が毎年続いた[表5]。それは日中戦争の影響によるものでもあるが、学校側が試験を厳しく行った結果でもあると思われる。例えば、設立初年度の1937年7月に臨時試験が行われ、志願者58名に対し、10名のみが入学を認められた。翌年1938年から、附属予科と特設高等科の合併試験が行われたが⁽²⁸⁾、この年は入学者数がもっとも少なかった[表5]。試験は相当厳しいものであり、合格率は高くなかった。

表5 一高特設高等科附属予科志願者、入学者、修了者年度別統計

	1937年	1938年	1939年	1940年	1941年	1942年	1943年	1944年
志願者	58	19	34	41	75	53	60	15
入学者	10	4	5	7	11	12	12	15
修了者	—	5	4	5	7	11	12	不明

出典：『文部省年報』と第一高等学校発行『第一高等学校一覽』1943-1944年より筆者作成。

表6 特設高等科卒業生年度別統計

卒業年	35年	36年	37年	38年	39年	41年	42年	42年
文科	6	10	7	11	6	4	3	6
理科	7	15	13	22	11	11	9	8
計	13	25	20	33	17	15	12	14
卒業年	43年	44年	45年	47年	48年	49年	50年	51年
文科	8	12	18	7	11	4	17	24
理科	16	15	24	7	13	20	11	
計	24	27	42	14	24	24	28	24
合計	375							

出典：一高同窓会発行『第一高等学校同窓生名簿』2001年版より作成。

附属予科増設後の特設高等科留学生の成績を示す史料は未だ入手できていない。日中戦争の開戦にともなって、特設高等科の留学生、とくに中華民国出身者はほとんど帰国したまま復帰しなかった⁽²⁹⁾。その後、臨時政府や維新政府などの傀儡政権により派遣されてき

た留学生が「満州国」出身者とともに特設高等科で勉強を続けたが、国内からの送金の中断や日本憲兵の監視など、留学生をめぐる生活環境はさらに不安定になった。特設高等科卒業者年度別統計は〔表 6〕の通りである。入学者は合わせて 429 名に達したが、最終的に卒業できたのは 375 名のみであった⁽³⁰⁾。

3. 特設高等科卒業者の大学進学

1934 年 12 月に文部省令第 11 号が公布され、一高特設高等科卒業者は大学入学にあたって、高等学校高等科卒業者と見なされることが決まった。それと関連して、同日に文部次官より各帝国官公私立大学長宛に次のような通牒が下された⁽³¹⁾。

第一高等学校特設高等科卒業者ノ大学ニ関スル取扱方ノ件

標記ノ件ニ関シ本年十二月十八日文部省令第十一号ヲ以テ公布相成タル処而今右卒業者ノ貴学入学ニ関シテハ高等学校高等科卒業者ト同様ノ御取扱相成度從ツテ貴学則中入学資格ニ関スル規定ノ変更ハ之ヲ要セサルニ付左様御諒知相成度依命右及通牒追而本高等科ハ満州国及中華民国ノ本邦留学生ニ対シ本邦ノ大学教育ヲ受ケシムル目的ヲ以テ其ノ基礎教育ヲ為ス為特ニ設置セル施設ナルニ依リ其ノ卒業者ノ貴学入学ニ関シテハ右設置理由等ニ鑑ミ可及的便宜供與相成様御配慮相煩度尚貴学設備等ニ於テ支障ナキ場合之ヲ定員外ニ收容セラルルモ差支無之ニ付御含置相成度

この文部省通牒において特設高等科の大学予備教育機関としての性質が一層明確に規定された。また、この通牒によって、特設高等科留学生の大学入学が制度上保証されるようになった。しかし、特設高等科卒業生に一般高等学校高等科卒業生と同等の資格が認められ、その入学が許可されたのは、あくまで建前上の原則で、各帝大や各々の学部にはそれぞれ独自の対応があった。東京帝大は 1935 年 1 月 15 日、評議会で「第一高等学校特設高等科卒業者ノ大学入学ニ関スル取扱方ノ件」について協議し、各学部に教授会を開いて検討し、書面をもって報告するよう求めた。

文学部は特設高等科卒業者を高等学校高等科卒業者と同様にみなし、定員内入学を許した。工学部は、「高等学校入学志願者数は工学部収容定員に比し遙かに超過し」、また「実験、製図、その他の設備上規定定員外に收容するの余地なし」とし、公平原則と設備の不備を理由として、特設高等科卒業者の收容を拒否した⁽³²⁾。農学部は、一般高校出身者との選抜試験に参加させ、不合格者のうち優秀な 10 名を限度に特別許可を与えることに決めた。経済学部や法学部、医学部は定員外收容を認めたが、「特設高等科修了者に対しては一般高等卒業生と全く同等の資格を認め」、「同一な条件で考査する」という方針を決めた⁽³³⁾。しかし、以上の三学部は例年志願者が定員を遙かに超えており、合格はかなり難しかったこ

とが予想される。特設高等科の留学生が日本人学生と「同一な条件で考査」されると、大学本科に入学する余地がほとんどないのが実情であった。

先行研究によれば、東京帝大は、1930年代半ばより国策に従い、従来の外国人留学生軽視の姿勢を改め、積極的に中国人留学生を各大学院に受け入れるようになり、留学生教育を自身の責務とするようになったと指摘されている⁽³⁴⁾。だが、それはあくまで大学院入学に限られており、大学教育の中心である学部への門戸が、十分に中国人留学生に開かれていたとはいえなかった。

表7 1935年度高等学校高等科卒業生帝大入学志願者調査

	東京帝大		京都帝大		東北帝大		九州帝大		北海道帝大		大阪帝大	
	志願者	定員	志願者	定員	志願者	定員	志願者	定員	志願者	定員	志願者	定員
法学部	1219	650	227	400	13	300	31	300	—	—	—	—
文学部	397	400	101	210					—	—	—	—
経済学部	434	350	202	250	—	—	—	—	—	—	—	—
医学部	258	165	199	128	73	100	163	120	—	—	129	120
工学部	670	324	261	186	48	80	82	112	—	—	72	128
理学部	142	116	49	87	13	75	—	—	0	80	21	60
農学部	203	215	43	120	—	—	9	95	—	—	—	—

出典：『帝国大学新聞』第559号，1935年1月21日，第5面。

一方、京都帝大は、特設高等科の卒業生の受け入れに積極的な姿勢を示し、無試験で全員収容の希望を数回にわたり表明した。しかし、一高側は、「特設高等科ハ少クトモ主義上東京、京都両帝国大学ニ入学上連絡アルコト」を希望として、「京都帝国大学ノミト連絡アルコト」に難色を示した。そのため、特設高等科卒業生の収容方法をめぐり、外務省や文部省、一高、東京帝大、京都帝大などの間で協議がもたれたが、最終的には留学生の志望が尊重されたため、京都帝大の全員受け入れの希望は建前上、実現されなかった⁽³⁵⁾。

だが、京都帝大が無試験収容の方針を変えたため、實際上、特設高等科卒業生は、ほとんど京都帝大に進学した。1935年を例とすれば、全員が東京帝大を第一志望先としていたにもかかわらず、ほとんど無試験で京都帝大に入学したのである。また、1938年の特設高等科卒業生の進路を見ても、うち2名が東京帝大農学部の獣医学科に進学したのを除いて、他はほとんど京都帝大に入った。2名の合格理由としては、この年の獣医学科定員25名に対して日本人志願者が12名しか集まらなかったことが挙げられるだろう⁽³⁶⁾。

しかし、ほとんどの特設高等科卒業生が無試験で京都帝大などに進学したとはいえ、成績不良などの問題は依然として残っていた。例えば、1937年3月18日、京都帝大医学部

韓立冬 旧制第一高等学校特設高等科の留学生教育

表8 1935年特設高等科第一回卒業生志望大学調

科類	姓名	第一志望	第二志望	第三志望	第四志望	第五志望
文科甲	李慶億	東法法	東経経	京 法		
同上	龔札因	東法政	東経経	京 法	京経経	
同上	張致珺	東法法	東経経	京 法	京経経	
同上	王士初	東文国文	東法法	京文文	京 法	
同上	李世維	東経経	東経経	京経経		
同上	廖濟寰	東経経	東法政	京経経	京 法	
理甲	李樹森	東工機	東工電	京工機	京工電	九工機
同上	簡卓堅	東工土	京工土	九工土		
理乙	葉 仁	東工船	京工土	九工造	九工土	
同上	陳学曾	東理物	京理物	大阪理物	東北理物	
同上	鄧祐直	東工航	東工土	東工船	京工土	九工造
同上	冷伯華	東医医	京医医	九医医	大阪医医	東北医医
同上	盧士謙	東医医	京医医	九医医	東北医医	千葉医

出典：国立公文書館蔵『認定指定雑載』。

注：本表において、「東法法」は東京帝国大学法学部法律学科、「東工機」は東京帝国大学工学部機械工学科の略称である。

表9 1935年度特設高等科第一回卒業生大学進出統計

大学	学部	学科	文科卒業生	理科卒業生
京都	法学部	法律学科	2	
	経済学部	経済学科	2	
	文学部	言語学科	1	
	工学部	機械工学科		1
	理学部	物理学科		1
	医学部	医学科		2
東北	法学部	法律学科		1
九州	工学部	機械工学科		1
		造船学科		1
		土木工学科		1

出典：外交史料館所蔵『在本邦留学生予備教育関係雑件 特設予科関係』第4巻。

表10 1938年度特設高等科卒業生大学入学調

大学	学部	学科	志願者	合格者	次数
東京帝大	法学部	法律	2	0	1
同上	経済学部	商業	1	0	1
同上	理学部	化学	1	0	1
同上	農学部	土木	1	0	1
同上	農学部	獣医	2	(無試) 2	1
京都帝大	法学部	法律	3	(無試) 3	1
同上	経済学部		5	(無試) 5	1
同上	文学部	倫理	1	(無試) 1	1
同上	医学部		7	(無試) 7	1
同上	工学部	土木	2	(無試) 2	1
同上	同上	機械	1	(無試) 1	1
同上	同上	採鉱冶金	1	(無試) 1	1
同上	同上	工業化学	2	(無試) 2	1
同上	理学部	化学	1	1	2
同上	農学部	農業化学	1	(無試) 1	1
同上	同上	農学	1	(無試) 1	1
九州帝大	医学部		2	1	1
熊本医大			1	1	2

出典：外交史料館蔵『在本邦留学生予備教育関係雑件 特設予科関係』第3巻。

戸田正三教授は一高特設高等科卒業生の成績について、次のように述べた⁽³⁷⁾。

第一高等学校特設高等科ヲ卒業シテ京都帝大医学部ニ在学セル学生ハ成績甚不良ナリ、学年制度ニアラサルヲ以テ十年度ハ合格セシメ置キタルカ其成績不良ノ原因ハ日本語ノ出来サルニ非ス、又学生ノ素質ノ悪シキニモアラス、主トシテ数学、物理学ノ基礎教育不完全ナルニアリ、而シテ此両学科ニ対スル教育ノ不充分ナルハ第一高等学校ニ於ケル教育力不十分ナルニ由ルコト勿論ナルカ一方中国ノ中学教育ニ於ケル此等学科ノ教育ノ不備ニ基クモノカトモ思料セラル、本件ニ就キテハ第一高等学校当事者トモ好ク打合セ今後適當ニ善処セント考ヘ居レリ。

戸田教授の考えでは、特設高等科卒業生の成績不良の原因は、学生の日本語能力不足にあるのではなく、中国の中等教育における基礎学科、とくに理科教育の不足にあり、しかも一高の特設高等科教育はその不足を補うのに十分ではなかったところにある。前述の通り、特設高等科のカリキュラムは日本人学生を収容する高等科をモデルに制定されたもので、内容はほとんど高等科のそれと同じであった。そうすると、特設高等科は数学や物理など留学生の最も苦手とする科目の学力を補うのに十分な役割を果せなかったといえる。特設高等科は、日本人学生を収容する高等学校高等科と同じように、たんなる大学の予備教育機関となってしまい、教育対象の指向性が不明確になってしまったのである。一方、京都帝大は、そうした特設高等科卒業生に対して、数学、物理などの科目の成績不良にもかかわらず、「合格セシメ置」き、留学生を積極的に招致すると同時に、入学後も一定程度特別扱いを与えたといえる。

おわりに

1932年の特設予科から特別高等科への制度改革は、留学生のために専門教育機関を創設し、成績評価や進級・進学などに便宜を図ることや、大学卒業までの年限を短縮することで、より多くの留学生を日本に招致しようとする外務省の思惑の下で進められた。

しかし、教育現場に目を向けてみると、必ずしも外務省と歩調が同じであったとはいえない。一高には留学生のための特設高等科が設置されていたにもかかわらず、カリキュラムや教科書、成績評価などにおいて、留学生は日本人学生と同等に扱われ、特別扱いされなかった。

同様に、日本人学生志願者が集中する東京帝大は、学部入学において、あくまで自国学生の教育を優先させ、留学生を収容するための特別な措置をあまり採らなかった。一高や東京帝大はあくまで自身の教育方針を堅持し、教育水準を維持して、対中国政治外交政策の一環である外務省の留学生誘致政策に必ずしも歩み寄ろうとしなかった。それに対して、京都帝大は留学生の収容および入学後の扱いに関して積極的な姿勢を打ち出した。結果として、このことで特設予科時代の留学生大学入学難の問題は、一応緩和された。

一方、留学生の教育効果の視点から見ると、一高には留学生のための専門教育機関が設置されていたにもかかわらず、カリキュラムや教科書、成績評価などにおいて、留学生は日本人学生と同等に扱われた。日本人学生と差別することなく、同じ教育を留学生にも施そうとした一高の姿勢は評価すべきだろう。

しかし、そのことは結果として、当初、特設高等科に意図された留学生の予備教育および専門教育機関としての役割を弱めてしまい、留学生たちは基礎教育不足という問題が解決されないまま、大学に送られてしまった。それは特設高等科卒業生の大学成績不良の一

因にもなった。苦手学科の学力強化機能が十分に発揮できなかったのは、特設高等科の一つの問題点として指摘せざるを得ない。

本論文では統計を用いて、特設高等科の教育内容および卒業後の進路について主に考察してきたが、多くの課題が残されている。例えば、留学生の生活などを十分に描き出すことができなかったこと、日中戦争勃発後の特設高等科留学生の勉強ならびに生活の状況を十分に検討できなかったことなどがそれである。これらの問題は、近代日本高等教育機関における中国人留学生の研究に不可欠な部分であるため、今後の課題としたい。

[注]

* 引用文中の旧漢字は新漢字に置き換えた。

- (1) 二見剛史「戦前日本における中国人留学生の教育——特設予科制度の成立と改編」『日本大学精神文化研究所教育制度研究所紀要』第7集, 1976年3月, 69-123頁。同「戦前日本における中国人留学生予備教育の成立と展開」『国立教育研究所紀要』第94集, 1978年3月, 61-80頁。同「第一高等学校における中国人留学生教育」『国立教育研究所紀要』第95集, 1978年3月, 193-207頁。
- (2) 阿部洋『「対支文化事業」の研究——戦前期日中教育文化交流の展開と挫折』汲古書院, 2004年。
- (3) 二見剛史氏前掲論文「第一高等学校における中国人留学生教育」; 夏目賢一「第一高等学校における留学生教育の再編と日中関係——特設予科および特設高等科の事例 1908年-1937年」『東京大学史紀要』第25号, 東京大学史料室, 2007年3月, 1-18頁。
- (4) 拙稿『「対支文化事業」下の中国人留学生教育——第一高等学校特設予科を事例に』『思想史研究』12号, 2010年9月, 87-105頁。
- (5) 五校とは、第一高等学校, 東京高等師範学校, 東京高等工業学校, 山口高等商業学校, 千葉医学専門学校の官立高等教育機関を指している。
- (6) 阿部洋「中国近代における海外留学の展開——日本留学とアメリカ留学」『国立教育研究所紀要』第94集, 1978年3月, 5-38頁。
- (7) 「日本留学生と排日——列国の対支教育政策」『東京朝日新聞』1918年6月4日, 第4面。
- (8) 外交史料館蔵「支那人本邦留学状況改善案」『在本邦各国留学生関係雑件 支那人本邦留学状況改善策』。
- (9) 外交史料館蔵「在本邦支那留学生養成待遇法改善案」『在本邦各国留学生関係雑件 支那人本邦留学状況改善策』。
- (10) 外交史料館蔵「対支文化事業特別会計法」『対支文化事業特別会計法説明』『東方文化事業調査会関係雑件』第1巻。

- (11) 安部磯雄編『帝国議会・教育議事総覧 第四十議会より第四十八議会まで』厚生閣, 1933年, 273-275頁。
- (12) 外交史料館蔵, 松浦文部次官より出淵外務次官あて「支那留学生予備教育機関ニ関スル件回答」『在本邦留学生予備教育関係雑件』第4巻。
- (13) 外交史料館蔵「高等学校卒業生ノ大学入学難」『在本邦留学生関係雑件』第7巻。
- (14) 前掲『在本邦留学生予備教育関係雑件 特設予科関係』第4巻。
- (15) 同上。
- (16) 第一高等学校発行『第一高等学校六十年史』1939年, 526頁。
- (17) 前掲『在本邦留学生予備教育関係雑件 特設予科関係』第4巻。
- (18) 同上。
- (19) 前掲『第一高等学校六十年史』524頁; 外交史料館蔵『在本邦留学生予備教育関係雑件 特設予科関係』第2巻, を参照。
- (20) 文理科ともに英語を第一外国語とし, ドイツ語を第二外国語とする者が甲類とされ, ドイツ語を第一外国語とし, 英語を第二外国語とする者が乙類とされた。1937年7月, 文科乙類は, それまでに希望者がなく, 今後も其の必要性が認められないため, 廃止された。前掲『第一高等学校六十年史』535頁。
- (21) 前掲『第一高等学校六十年史』532頁。
- (22) 前掲『第一高等学校六十年史』535頁。
- (23) 国立公文書館蔵『認定指定雑載』。
- (24) 同上。
- (25) 前掲『在本邦留学生予備教育関係雑件 特設予科関係』第4巻。
- (26) 前掲『認定指定雑載』。
- (27) 同上。
- (28) 前掲『在本邦留学生予備教育関係雑件 特設予科関係』第4巻。
- (29) 『帝国大学新聞』第688号, 1937年10月4日, 第8面。
- (30) 一高同窓会『第一高等学校同窓生名簿』2001年; 北京一高同窓会『嚶鳴』2004年, 1頁を参照。
- (31) 前掲『第一高等学校六十年史』532頁。
- (32) 『帝国大学新聞』第560号, 1935年1月28日, 第5面。
- (33) 『帝国大学新聞』第559号, 1935年1月21日, 第5面。
- (34) 陳昊『近代日本における中国人留学生受け入れに関する研究——明治専門学校, 東京・九州帝国大学の事例に即して』九州大学博士学位取得審査論文, 2008年10月, 169頁。
- (35) 外交史料館蔵「一高特設科卒業生ヲ京都・九州両帝大ニ収容ノ件」『在本邦留学生予備教育関係雑件 特設予科関係』第2巻。京都帝国大学の特設高等科卒業生の受け入れに関して, 『京都帝国大学新聞』(第247号, 1936年6月20日, 第3面)に「一高特設予科の卒業生 全部を本学に収容 満支留学生への福音」という記事が見られる。全文は以下の通りである。

満支留学生諸君への朗らかなニュース——外務省の援助で満支留学生を収容せる一高特設予科の卒業生を全部本学に入学せしむる案が医学部の戸田博士等の肝入りで愈々実現する□(判読不可)となつた、之により本学は一高特設予科の事実上の延長となる訳である、従来日支満学生の融和については種々考究論議されてゐたのであるが、未だ真の具体化を見ず今日に到つたのである、工学部、医学部では特にこの問題に意を注ぎ今回の如き実現を見るにいたつた、なほ下宿屋の不快感等を避けるために寄宿舎を建設し学生に対しては親切的個人的教導をもち、誠に実力養成の教育を施さうといふ案が包含されてゐる、満支問題の論議喧しき折柄この挙は大いに注目されるべきである

以上の記事および本文の表 9、表 10 から推測すると、京都帝大の全員受け入れ案は建前上実現できなかったが、一方で京都帝大を志望しない留学生を除いて、特設高等科卒業生は全員無試験で京都帝大に進学できるものと、関連機関の間で合意に達したのだろう。なお、この記事から、京都帝大の積極的な姿勢の背後に、医学部長戸田正三をはじめとする個人の努力があることもうかがえる。

- (36) 前掲『帝国大学新聞』第 559 号、第 5 面。
- (37) 前掲『在本邦留学生予備教育関係雑件 特設予科関係』第 2 卷。